

## 社会福祉法人内野会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人内野会（以下「当法人」という）定款第8条および定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、当法人の理事、監事、評議員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等が、次項に示す職務を行ったときは、報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

2 前項の報酬額は、一日につき次のとおりとする。交通費は役員等旅費規程に基づき実費支払うことができるものとする。ただし、飯塚市、嘉麻市、桂川町の役員等には支給しない。

| 区分  | 職務         | 報酬額    |
|-----|------------|--------|
| 理事  | 理事会・評議員会出席 | 5,000円 |
| 監事  | 理事会・評議員会出席 | 5,000円 |
|     | 監査実施       | 5,000円 |
| 評議員 | 評議員会出席     | 5,000円 |

(源泉徴収所得税額控除後の金額)

3 役員等が法人の依頼を受け、その職務を行うために出張したときは、役員等旅費規程に基づき旅費等を支給することができるものとする。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。